

古代における「ダザイフ」の表記について

——「大宰府」と「太宰府」をめぐって——

重松 敏彦

はじめに

本稿は、「ダザイフ」の表記について検討しようとするものである。ここで「ダザイフ」の表記というのは、いうまでもなく「大宰府」と「太宰府」である。わたくしは長い間、『太宰府市史』編さんのお手伝いをさせていただいたが、このことはずっと気になっていた問題である。この点について、『太宰府市史』においてわたくしは、次のように述べたことがある。

この「大宰府」と「太宰府」の表記の相違については、さまざまな複雑な問題を含んでいるが、さしあたり次の点を確認しておきたい。つまり、原則的には古代律令制に定められた機構（役所）、あるいはそれに連なる意味での遺跡としてのダザイフには「大宰府」を、一方、行政地名としてのダザイフには「太宰府」を、その表記として用いるということである。^①

ところで、私がこのことを本格的に検討しようと考えた直接のきっかけは工藤重矩氏の「大宰府も太宰府も太宰府」という文章にふれたことにある。それほど長い文章ではないので、煩を厭わず、全文を掲げることにする。

一日、かのNHK「北条時宗」提携企画の「中世博多展」を見

た。博多商人ここにありの気が満ちていた。その会場に「少弐の館」の説明板があり、「太宰少弐」の文字があるのだが、なんと、「太」の点を白く塗り潰して「大宰」と改められているではないか。誰やら歴史に詳しい人が「誤り」を指摘し、主催者側が慌てて白塗りにしたのであろう。太宰府政庁の表記は「大宰府」が正しく「太宰府」が誤りという主張はここまで浸透している。そのうち「太宰府市」の点も白塗りになるかもしれない。

昭和三十年代の末頃から急速に国史考古学界を席卷したこの説は誰が言い始めたのか知り得ていないが、国史考古学界が一斉に右に做えしたさまを見るに、よほど影響力ある研究者だったに違いない。「太宰」「大宰」使分けの説明はみな後追いの理由付と推察されるが、例えば田村圓澄「大宰府の成立」（『大宰府の歴史』昭和五九年）は云う、点のない「大宰府は律令体制の中の役所」で、鎌倉時代になり「大宰府」はなくなり、「太宰府」の段階を迎え「平安時代の役所としての『大宰府』と区別するため、地名の方に『太』を付けて『太宰府』とした」。開幕直後の栄西「誓願寺手盃蘭盆縁起」の「太」表記がその早い例だ、と。

しかし、栄西より早い「太宰府」はいくらも存在する。古い例としては「正倉院文書」の天平四年の播磨国正税帳（紙面に播磨

国印」とされる文書には「太宰府少監」（大日本古文书二・一五〇頁）「太宰府進上」（同一五一頁）の文字がある。『平安遺文』のCD・ROMでは「大宰府」九一例、「太宰府」三五例が検索できる。藤原道長の自筆本『御堂閔白記』にはおおらかにも両様の表記がある。写年代の問題はあるが、「太」「大」混在する文献は『類聚三代格』『公卿補任』等々数多くある。

一方「大宰府」の表記も、「正倉院文書」の天平六年出雲国計会帳に「筑紫大宰府」（大日本古文书一・五九六頁）天平十年周防国正税帳に「大宰大監」「大宰府」等（同一・一三一―一三四）が見え、天平感宝元年の平田寺蔵国宝「聖武天皇勅書」の橘諸兄の官名にも大宰帥とある。延喜五年の観世音寺資財帳の紙面には「大宰之印」が押されている。印影を「大宰」表記の根拠とすることもある。『日本書紀』では「大宰」が用いられており、鎌倉時代の占部兼右本を底本とする古典大系でも、その校異欄には「太宰」は見られない。このことが「大宰府」を正しい表記とする根拠にもなっている。ただ太宰府関係は卷二十二以降で、古写本といっても皆平安時代以降の書写であり、数も限られている。『日本書紀』の表記を以て「大宰」の証とした人は、伝本の写年代は意識していなかったのかもしれない。

言われるごとく「太宰」の称が古代中国の官名に拠ったとすれば、「太師」「太傅」「太保」等も考慮すべきで、本朝の「太保」「太師」の例は正倉院蔵の天平宝字二年「藤原公真跡屏風帳」に「太保從二位兼行鎮国大尉藤原惠美朝臣」と、天平宝字四年「東大寺封戸処分勅書」に「太師從一位藤原惠美朝臣」とある。これと横並びにすれば、「太宰」の表記を可とすべきであろう。

和田英松『新訂官職要解』（講談社学術文庫）は「太宰」を用いている。大正の刊行という時代的要因もあるが、その説明に『周礼』等を引用するから、官名として「太」を是と認めたのである。学術文庫が国史学の常識による校訂注を施しながらも、原文を「大」と改訂しなかったのは幸いであった。さすがに漢学者は中国官名を意識して、例えば『大漢語林』も「太宰」「太宰府」「太宰帥」等で立項し、「大宰府」はなく「大宰」のみ。「太宰府」の項に「古来、官名は『大宰府』地名は『太宰府』と使い分ける」と補足説明を付すが、その使い分けは近年の学者が提唱し実行していることで、古来の用法ではない。『万葉集』は多く鎌倉時代写の西本願寺本を底本とするが、近年の活字本はみな底本の「太」を「大」と校訂する。無用の校訂であろう。

ただ、中国文献にも「太宰」「大宰」「太師」「大師」の両様あるから、俄には決しがたいこともある。「太」「大」の通用は類繁に見られる。古い例を一例。年号「大宝」は通常このように表記するが、「御野国戸籍」（大日本古文书一）には「大宝二年」の文字がある（写真あり）。昨年、福岡市元岡遺跡で「大宝」の年号のある木簡が発見された。新聞（平成十二年一〇月二四日）の市教委発表の釈文は「大宝」だが、新聞の写真（読売が最も鮮明）によれば「大」には点があり「太宝」と見える。

太宰府政庁は「太宰府」でも「大宰府」でもよい、おそらくは「太宰府」が本来的表記であろう、というのが拙文の当面の結論である。この十余年ずっと気になっていること故、西日本の地縁により「会員だより」の場をお借りした。平安時代書写の文学資料も例示したかったが、割愛した。なお調査は継続したい。

すなわち、このなかで工藤氏は「ダザイフセイチョウ」というときの「ダザイフ」は大宰府でも太宰府でもよいが、本来は太宰府であるう、と結論づけられているのである。ここで工藤氏が「ダザイフセイチョウ」の表記とされているのは、先に引用した拙文でいえば「古代律令制に定められた機構（役所）、あるいはそれに連なる意味での遺跡としての『ダザイフ』」に相当するから、工藤氏の見解と私見は全く相反することになる。そこで工藤氏その結論はたして正しいかどうか、それを検証するのが本稿の目的のひとつでもある。また、この両者の使い分けについて言及している論者は多いが、では誰がこれを提唱し、どういう根拠に基づいているのか、ということはこれまで必ずしも明らかにされていないと言いがたい。この点を明確にすることも本稿の目的として掲げておきたい。

第一章 「ダザイフ」の表記に関する言説

第一節 近世・近代における「ダザイフ」の表記

まず、古代の「ダザイフ」がいかに表記されてきたかということ、近世、江戸時代にまで遡って検証してみたい。ここでは特に近世の儒学者、国学者の著作を中心にみてみることにしよう。

まず貝原益軒（一六三〇～一七一四年）の『筑前国統風土記』（以下『本編』と略す）、加藤一純（一七二一～一七九三年）を主たる編纂者とする『筑前国統風土記附録』（以下『附録』と略す）、さらに青柳種信（一七六六～一八三五年）の手になる『筑前国統風土記拾遺』（以下『拾遺』と略す）についてみてみよう。この三者についてはすでに刊本があるが、ここでは写本によって、特に大宰府政庁跡に関する記述を中

心にその表記を確認しておきたい^④。まず『本編』には「太宰府旧址」「都府楼址」の項目がみえ、そこでの表記は「太宰府」であるが、一箇所だけ「大宰府」と表記されている。ついで『附録』にも「太宰府旧跡」「都府楼跡」の項目があり、そこでの表記も「太宰府」である。ことに『附録』の刊本は「大宰府旧跡」とするが、写本で確認すると、これもやはり「太宰府旧跡」と表記されている。最後に『拾遺』には「太宰府官舎古址」の項目があり、表記は「太宰府」で例外はない。

次に上野勝從（一七九七～一八六六年）の『太宰府考』^⑤をみると、これでは「太宰府」と「大宰府」の表記が混在している。甚だしきは令義解官位第一^⑥を引用した箇所^⑦で、ここには大宰府の官職名が列記されているが、「大宰」と「太宰」の表記が混用されている。これ以外の箇所でも、「大宰府」「太宰府」両様の表記がみられる。もともと、この書物での混用はこれに限らず、「太政官」「大政官」の混用もまみられ、さらには「太政官符」を「太政官府」と誤ったものさえある。ただし、これは上野の自筆本ではない。各巻末の奥書によれば、明治三十九（一九〇六）年から翌四十年にかけて、太宰府神社蔵本を写し、渡辺讓という人物が校正を行ったとある。したがって、上野の用法を検討するには適当ではない。しかし一方、太宰府天満宮には「太宰府考政理追加」という史料が遺されている。この冒頭にはたしかに「太宰府考政理追加」と記されているが、内容をみると『類聚三代格』『東鑑』からの抜粋、および『蒙古襲来合戦画卷詞書』の三部からなっている。このうち『東鑑』の抜粋部分の冒頭には「釈氏追加」と記され、抜粋された各条の一部には「刑法ニトルベシ」「雑」「兵乱」などの頭書が付されており、これらが『太宰府考』の追加史料であることが窺われる。さらに、この「釈氏追加」の末尾には「天保九年立秋念

五日於鞍手郡磯光村芭蕉堂風清処抄了 上野勝従」とも記されていることから、少なくともこの「釈氏追加」の部分は上野の手になるものと考えられ、おそらく筆跡からいって他の部分も上野自筆の稿本であろう。そこで、これらによって「ダザイフ」の表記を確認してみると、「太政官」「大政官」の混用がわずかにみられるので、先の太宰府神社蔵本からの書写にみえる混用は上野の自筆本にもみられたものかもしれない。しかしより重要なことは、「ダザイフ」に関しては一貫して「太宰府」が用いられており、混用が認められないことである。さらに伊藤常足（一七七四〜一八五八年）の『太宰府徴』を取りあげよう。これについては、無窮会神習文庫本（写本）⁷⁾、および伊藤家文書本（草稿本を含む）⁸⁾を实見したが、いずれも「太宰府」の表記で統一されている。そして最後に竹田定簡（一八一四〜一八八九年）の『太宰府備考』⁹⁾をとりあげたい。定簡の字は子得、通称助太夫、蕭韻と号し、定簡というのは諱である。竹田家第八代で、東学問所（修猷館）の惣受持となった人物である。『太宰府備考』は、大宰府政庁に建碑するにあたって、その碑文撰定のために関係資料を収集したものである。¹⁰⁾ ここでは、その表記は「太宰府」である。このようにみると、これら近世の儒学者・国学者の著作においては、ほぼ例外なく「太宰府」という表記が用いられているとよいと思われる。また管見のかぎりでは、これらの著作において、「大宰府」と「太宰府」の表記の相違を問題とするような記述が見当たらないことも付け加えておきたい。

さらに高原謙次郎・江島茂逸共著『太宰府史鑑』¹¹⁾も「太宰府」という表記をとる。凡例にも記されているが、この編纂にあたっては、前述した伊藤常足の『太宰府徴』、上野勝従の『太宰府考』を参照したという。また、桑原恭助『配所の菅公 太宰府史蹟』¹²⁾は大正九（一九二〇）

年の刊行であるが、これも「太宰府」表記である。

昭和期に入っても、『太宰府小史』¹³⁾は「第一篇 上代の太宰府」（竹岡勝也氏執筆）「第二篇 中世の太宰府」（長沼賢海氏執筆）「第三篇 史伝と史話」（橋詰武生氏執筆）の三編からなるが、「ダザイフ」の表記は「太宰府」で統一されている。つまり、江戸時代から明治、さらに昭和二十年代後半まで「ダザイフ」をどう表記するかといった問題が提起されることはなく、その表記も当然のごとく「太宰府」が用いられている。もちろん、すべてを網羅的に見たわけではないが、この傾向は首肯できるものと思う。

第二節 表記の使い分けに関する言説の登場

前節において検討したように、近世以降、明治期を経て昭和二十年代にいたるまで、「ダザイフ」の表記は、遺跡に関わる場合であれ、地名（明治以降は行政地名についても）に関わる場合であれ、「太宰府」であったと考えられる。これに対して「太宰府」と「大宰府」の表記を区別すべきことを明確にしたのは、おそらく鏡山猛氏¹⁴⁾であったと考えられる。すなわち、氏は

大宰はもと王朝時代には専ら「大宰」とかかれ現在町名としては「太宰府」と書いている。元来「大」「太」の両字の義は同一であるが、古代文献では大宰府としているから、本論文に於ても町名以外は大宰府の字を用いることとする。¹⁵⁾

と述べている。のちにみるように大宰府関係の概説書の類は必ずといってよいほど、この「大宰府」「太宰府」の表記の使い分けに言及しているが、すでに述べたようにその使い分けがいつ頃、誰によって提唱され、どのように変容していったかという点についてふれられる

ことはほとんどなかったといつてよい。ここではそうした点を明確にするために紙幅の許す限り、これらの表記の使い分けに関する記述をそのまま引用して示すことにしたい。

さて、先の一文において注目すべきは、「大」「太」の字義は同一であるが、古代文献が「大宰府」と表記していることを根拠に、古代においては「大宰府」とすべきことを提唱している点である。さらに鏡山氏は、のちに『大宰府遺跡』^⑩をまとめられた際に、その冒頭で

本書の叙述に「大宰府」という文字をつかったが、「大」という字を読者は奇異に思われたかも知れない。「大宰府史跡」は「太宰府町」にあり、町名は「太宰府」である。「大」は「太」でも意味は同じで、古語では「おおみこともちのつかさ」とよんでいる。「大宰府」の名が日本正史に出てくるのは、推古天皇十七年(六〇九)の条で『日本書紀』卷二二、推古天皇即位十七年四月四日「筑紫大宰奏上して云々」とあり、古代(以降平安末期まで)には「大宰」と書く文献が多く、中世になると「大宰」と「太宰」がまじり、近世では「太宰」が多くなる。本書では地名や太宰府・天満宮などを除いて他は「大宰」と書くことにする。

と述べており、先の叙述の根拠をさらに詳細に解説している。

ところが、この鏡山氏も当初からこうした表記の使い分けをしてきたわけではないらしい。鏡山氏の仕事を遡っていくと、昭和十三(一九三八)年に角田文衛編『国分寺の研究』下巻 第八章 西海道、の中の「筑前国分寺」を執筆されている。この論文は筑前国分寺に関するもので、大宰府を直接扱ったものではないが、そのなかには「太宰府の旧郭」「太宰府庁趾」「太宰府々庁蔵司」などといった記述がみられ、すべて「太宰府」と表記されている。またこの論文の冒頭に「太

宰府地方古蹟図」と題された政庁・国分寺周辺の復元条坊を記した地図が載せられているが、これにも「太宰府府庁」「太宰府右郭」と書き込まれており、これらも含めてすべてが「太宰府」という表記である。

さて、鏡山氏の著作におけるこうしたあり方には、昭和三十年代後半に変化がみられる。すなわち昭和三十六(一九六一)年に公表された「西日本に於ける上代の築城」^⑪においては、まだ「太宰府」「太宰府庁」といった表記がみられるが、その翌年公表の「平城京と大宰府」^⑫では、明らかに古代の機構としての、またそれに連なる遺構・遺跡としての「大宰府」と地名(町名)としての「太宰府」が使い分けられているのである。おそらくこの頃、鏡山氏は古代における「ダザイフ」の表記を「大宰府」とすることに思い至つたとみられる。そして、それを端的に表現したのが、先の『大宰府都城の研究』にみえる一文だったのである。この点について、工藤氏は先の文章の中で

昭和三十年代の末頃から急速に国史考古学界を席卷したこの説は誰が言い始めたのか知り得ていないが、国史考古学界が一斉に右に倣えしたさまを見るに、よほど影響力ある研究者だったに違いない。

と述べているが、この「よほど影響力ある研究者」とは、いまみてきたような年代の一致からいって、この鏡山氏である可能性が大きい。この点に関連して、ふれておかなければならないのが竹内理三氏である^⑬。氏の研究を繙いてみると、かなり早い段階から古代の「ダザイフ」については「大宰府」の表記を採られている^⑭。ただし、竹内氏がこの使い分けについて言及された文章は、管見のかぎり見当たらないようである。その意味で、おそらくはこうした竹内氏の用法を参照しながら、この両者の使い分けを明確にされたのが鏡山氏であったとい

えるのではあるまいか。

次に挙げなければならぬのが長沼賢海氏の見解である。すなわち上に説いたやうに大宰の支那に於ける用例を見るに、大宰のみあつて大宰はないのである。続日本紀には太宰（誤字か活版の誤植かもしれない）とあるところもあるがこれは異例である。我が大宰府は太とせずして大小の大を用いたのは、大なる国宰の意であらうかと前にも延べたが、結局明かではない。²²

とみえるものである。すでに前節においてふれたように、『大宰府小史』第二篇 中世の大宰府は、この長沼氏の執筆にかかるが、そこでは「大宰府」の表記に統一されており、また「大宰府」「太宰府」の相違に言及した記述もない。しかし、長沼氏もこの著作ではこの点を考察されているのである。この中で注目すべき点は、中国古典における「太宰」の用例を参照していることである。ただ氏はその用例にふれつつ、続日本紀が「大宰」と記して中国に倣つて「太宰」としないのは、あるいは「大なる国宰」の意かとし、結局明かではない、とする。こうした中国古典における用例への言及はすでに近世の学者にもみられることと、伊藤常足が『太宰管内志』のなかで「文字は周官の太宰によれり」と記して、この用字を中国古典の周礼に求めている。²³のちにふれるが、工藤氏はこの中国における用例を根拠の一つとして、「太宰府」が本来的表記であったのではないかとされているのである。もつとも、長沼氏に関していえば、刊行後にこの著作につけられた「お詫びとお願い 著者から」という正誤表においては、

二、大宰府と太宰府、二様になっていますのは、すべて大宰府に統一したいと思います。

と記されているので、最終的には「大宰府」の表記を採つたものと思

われる。

ついで倉住靖彦氏は、その著書『大宰府』²⁴の中で、次のように述べている。

ところで、読者はすでに気がつかれたであろうが、これまでの叙述において、私は「大宰府」と「太宰府」とを意識的に使いわけてきた。すなわち、現行の行政的な町名ないし地名や天満宮については後者を用い、史跡関係については前者を用いてきた。両者はともに「だざいふ」と発音されるが、後者の「太宰府」がすでに固有名詞としてほぼ定着しているのに対し、前者の「大宰府」の用法についてはとくに明確な基準が存するわけではなく、現実にはしばしば混用されている。しかし、古代の律令制的地方官衙としての「だざいふ」を指す場合には、「オオミコトモチノツカサ」というその古訓からみても、また古文書に押印されたその官印がいずれも「大宰府」であることからみても、「大宰府」を用いるのが適当と考えられるので、本書においても、官衙を指す場合には「大宰府」を、地名などを指す場合には「太宰府」を用いることにしたい。

ここで、古代の「ダザイフ」を「大宰府」と表記することの根拠として、倉住氏は次の二点を挙げる。第一は、「オオミコトモチノツカサ」という古訓であり、第二は「大宰府」とする官印の存在である。第一の点は、長沼氏説の延長上にあり、すなわち国司（国宰）を「ミコトモチノツカサ」と称するところから、これの大なるものという意味で「大宰」と称するのであるということである。第二の官印については、これを「大宰府」であるとすると点が、押印された印影を意味しているとすれば問題があり、この点のちに詳論することとして、ここでは

「大宰府」表記の根拠のひとつとして官印の印影があげられていることに注意しておきたい。

こうしたいくつかの言説を承けて、次に登場するのが田村圓澄氏の見解である。それは以下のようなものである。

太宰府といえは天満宮、天満宮といえは太宰府——これは江戸時代の庶民の生活感情のなかからこうなったのだろうと思います。が、この場合の「ダザイフ」というと「太」という点のある字が使われています。太宰府市の場合も点のある字です。ところが、会場に掲げている字幕の「大宰府アカデミー」の「大」は点なしですし、「大宰府の成立」という演題も点なしです。そこで「太」と「大」と使い方にどういう違いがあるのかということ、まずはつきりしておきたい。点のない「大宰府」は役所を表していると思っけています。役所の太宰府は八世紀の初めころに成立しました。大宰府は、日本歴史の用語でいいますと律令体制の中の役所というように考えてよいと思います。おおよそ白鳳時代、奈良時代、平安時代の約六百年間を律令時代といっています。天皇を頂点とする貴族政治の時代、すなわち律令体制下に大宰府がつくられ、役所として存続したのです。

ところが十三世紀になって、源頼朝が鎌倉に幕府を開き、武家政治が律令政治にとって代わりますと、当然、大宰府は大きく変わりました。天皇⇨貴族を頂点とする律令体制下の大宰府に終止符がうたれ、鎌倉幕府の役所である鎮西奉行の時代が始まりました。こうして「大宰府」はなくなり、「太宰府」の段階を迎えるのです。白鳳、奈良時代、平安時代の役所としての「大宰府」と区別するため、地名の方に「太」の字をつけて「太宰府」にした

のです。

禅の修学のために宋に渡り、臨済宗を伝え、お茶を持って帰ってきたことで有名な栄西禅師の文書に「太宰府」と見えるのは、時期的に早い文献史料だと思います。栄西禅師は宋に渡る際、誓願寺（福岡市西区今津）に滞在しますが、栄西が書いた『誓願寺盃蘭盆縁起』をみますと「太宰府」と書いてあります。源頼朝が鎌倉幕府を開いた直後のことです。従って鎌倉時代から以降は「太宰府」、それ以前は「大宰府」であつたと考えたらよいと思っす。

ここでは「大宰府」と「太宰府」の使い分けを古代の役所を指すか、地名を指すか、によって区別している。そして、その表記の変化の時期を鎌倉時代の初めとするのである。しかし、この見解には問題がある。まず誓願寺盃蘭盆縁起が「太宰府」表記の早い史料というけれども、すでに工藤氏が指摘しておられるように、これは誤りである。また鎌倉時代以降に地名を「大宰府」と表記することもある。森弘子氏の見解に関連してのちにもふれるように、いったい「ダザイフ」が地名であるかどうかを見極めることも難しい。さらにいえば、すでにふれたように近世においては政庁、すなわち役所としてのダザイフも「太宰府」と表記しているのである。田村氏が説かれるほど、ことは単純ではないと思われる。

こうした流れの中で、この問題に言及したもつとも新しい著作は森弘子氏の『太宰府発見』⁽²⁾であろう。森氏はこの著書の中の「序章 大宰府と太宰府」においてこの問題にふれている。森氏の結論は次のようなものである。

本書では、竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』（太

宰府天満宮発刊)の項文に従って役所としての大宰府、また中世までのものについては地名であっても「大宰府」と表記し、太宰府天満宮及び江戸時代以降の地名は「太宰府」と表記する。

この結論にいたるまでに森氏は、かなりの頁数を割いてこの問題を検討しており、全文を引用することは叶わない。そこで、ここではその論点を整理しつつ、また同時にその問題点を指摘しておきたい。

(1) 長沼賢海氏は「元来漢字はその文字と分かれればよいのであって、筆の勢いで一点一画を加えたり、減じたりすることがある。だから大宰府とするも太宰府とするもどちらでもよいのである」といわれた。⁽²⁸⁾

(2) 巷には「元来は太宰府が正しい」とする説もあるようだが、しかし現存する古代の古文書ではすべて「大宰府」と表記しており、またそれに押印された「大宰之印」「大宰府印」にも点がないのだから、やはり歴史的には、正式には「大宰府」だったといわざるを得ない。

(3) 太宰府は地名か、という問いを發し、太宰府が地名であることを確定するのは難しいとする。

(4) 古文書のうえでは、中世を通じて「大宰府」、「太宰府」、それに次にのべる「宰府」が混用されているということである。単純に現存する中世文書からいえるのは、年代の古いものほど「大宰府」を使用し、年代が下がるほど「太宰府」を使用する場合が多い。

(5) 明治になって正式に自治体名を決めるとき、宰府村は太宰府村に、さらに内山村・北谷村を合併して太宰府町になったのである。

森氏の見解は、ほぼ右のように整理されよう。すなわち、古代における「ダザイフ」表記は「大宰府」「太宰府」どちらでもよいといえるが(1)、正式には「大宰府」であった(2)、とまとめることができる。ここで、その問題点を指摘してみると、(2)について、まず「現存する古代の古文書」ではすべて「大宰府」と表記するという点は、すでにふれたように誤解がある。したがって最古の「太宰府」の例として太宰府博多宋人刻石にみえる「日本国太宰府博多津居住」「日本国太宰府居住」という表記、および誓願寺孟蘭盆縁起の「太宰府」をあげるが(いずれも十二世紀後半)、これも問題がある。また「大宰府印」という印影をもつ官印の存在もあがるが、これものちに検討するように疑問である。

しかし一方で、(3)の「太宰府」表記を地名と確定することが難しいとする点は同意できるし、また(4)の中世文書における「ダザイフ」表記の検討は、書物の啓蒙書的人格からその詳細は示されていないものの、鏡山氏の見解を追認したものとして貴重であるといえよう。こうしてみると、森氏の見解は、いくつかの問題点を含んでいるものの、全体としてはほぼ首肯できるものと考えられる。そこで次に、森氏を含めた諸見解を承けて、古代における「ダザイフ」の本来的表記について、実例に即しながら検討してみよう。

第二章 古代における「ダザイフ」の本来的表記

第一節 実例の検討

前章においては、近世以降の「ダザイフ」表記のあり方、および「大宰府」「太宰府」表記の使い分けに関する言説について検討してみた。

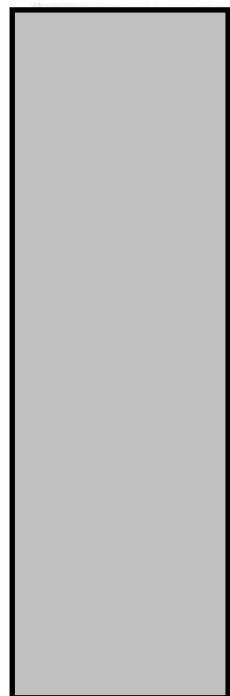
その結果、近世以降昭和三十年代頃まではほぼ「太宰府」の表記が用いられているらしいこと、また「大宰府」「太宰府」の使い分けが意識され始めたのは、昭和三十年代の末頃で、鏡山猛氏によって提唱されたことが明らかとなった。本章においては、「大宰府」「太宰府」いずれが古代における本来の表記であるかを検討することにしたいが、ここで古代における用例を、写真などによって具体的に確認しておく。

最初に「大宰府」の用例を掲げる。すでに、工藤氏がふれておられるように、たとえば天平五年出雲国計会帳には、「筑紫大宰府」とみえる(第1図)。また、天平十年度周防国正税帳には、「大宰府」をはじめ、「大宰故大式」などの表記がみえる(第2図)。さらに、延喜五年観世音寺資財帳に捺された印影は「大宰之印」と読むことができる(第3図)。

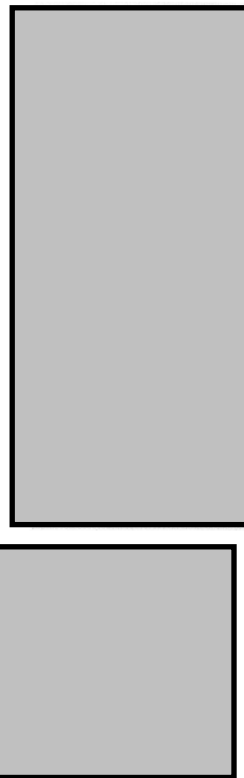
一方、「太宰府」の表記の代表例は、天平四年以前に比定される播磨国郡稻帳である。それには、「太宰府少監」などとみえ、たしかに「太宰府」の表記が用いられている(第4図)。そしてこれまで何人かの論者によって、最古の「太宰府」の用例とされてきたのが誓願寺孟蘭盆縁起であり、ここにもやはり「日本国鎮西太宰府筑前州嶋縣」とみえるのである(第5図)。こうしてみると、正倉院文書の用例から知られるように、奈良時代においても両様の表記が確認される。すなわち、工藤氏が説くようにこの両者はすでに古代においても混用されているのだが、これまでの論者には、そのことが明確に意識されていないくらいがある。そこでここでは、まず古代においてすでに混用があることを認めて、工藤氏の見解に対応する形で、「大宰府」「太宰府」いずれが本来の表記か、という点を検討してみたい。

さて、この点をつきつめていえば「大宰府」と表記する資料と「太

第1図 天平五年出雲国計会帳(部分、「正倉院古文書影印集成」二、八木書店、一九九〇年より転載)

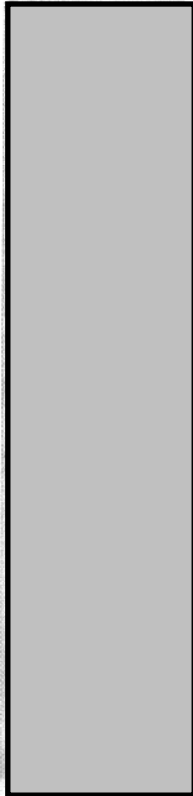


第2図 天平十年度周防国正税帳(部分、前掲「正倉院古文書影印集成」二より転載)

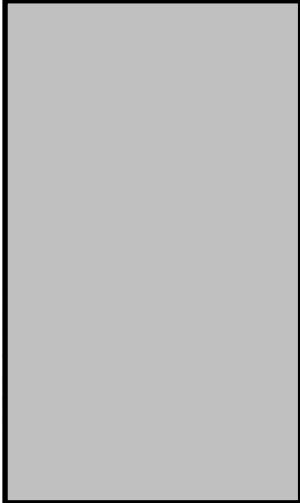


第3図 延喜五年観世音寺資財帳
〔「大宰之印」印影部分、東京藝術
大学所蔵〕

第4図 天平四年以前播磨国郡稻帳(部分、前掲「正倉院古文書影印集成」二より転載)



第5図 誓願寺孟蘭盆縁起(部分、
誓願寺所蔵、「筑前今津 誓願寺」
九州の寺社シリーズ1、九州歴史
資料館、一九七七年より転載)



宰府」と表記する資料の、いずれを重視するかということにはかならない。ここで前章までの検討結果を勘案すると、わたくしは二つの考え方に集約できるのではないかと考える。ひとつは印章、すなわち印影資料を重視する立場（「大宰府」表記）、いまひとつは中国古典の影響を重視する立場（「太宰府」表記）である。結論を先取りしていえば、わたくしはここで重視すべきは前者の印影資料であると考えている。この点は、すでに倉住氏が古代の表記を「大宰府」とする根拠のひとつにあげておられ、さらに森氏も指摘しておられる通りである。また鎌田元一氏は、律令制国名表記の成立を国印の印影を中心として検討されているが、それは国印にみえる表記が、国家によって公定された正式の文字表記であるという認識に基づいている。²⁹⁾ 鎌田氏が注目されたのは国印であるが、ことは他の官職名においても同様であろう。ここで印影資料を重視する所以である。ただし「ダザイフ」に関していえば問題となる点もある。それも含めて以下、節を改めて検討しよう。

第二節 印影資料の検討

近年、古代印に関する研究には進展がみられる。それは『日本古代印集成』（以下『集成』と略す³⁰⁾ および『国立歴史民俗博物館研究報告』第七九集 日本古代印の基礎的研究³¹⁾の研究成果に負うところが大きく、これらは古代印研究のひとつの到達点を示している。これらを承けて、さらに古代印に関する研究も目立つようになってきた。ここでは、こうした古代印研究の進展を踏まえつつ、またこれまでの叙述の中でしばしば言及してきたように、印影として「大宰府印」をあげることには問題があるかと考えるので、この点も含めて少し細かく検討してみたい。

第1表 大宰府関連印文（『集成』より、一部改変）

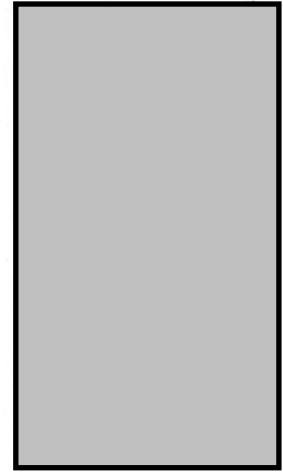
No.	印文	文書名	年代	出典	備考
1	大宰之印	大宰府牒	仁寿3年2月11日	園城寺文書	
2	大宰之印	観世音寺資財帳	延喜5年10月1日	（東京藝術大学所蔵文書）	
3	大宰之印	大宰府牒	承平7年10月4日	石清水文書	
4	太宰府印	（大宰府）牒	天慶3年12月24日	秘奥印譜	集古十種にもあり、ただし文書名を記さず
5	太宰府印	古模本		集古十種	秘奥印譜にもあり
6	大宰之印	大宰府符	正暦3年9月20日	石清水文書	
7	大宰之印	大宰府符	治安4年4月15日	石清水文書	

さて、『集成』所収の「日本古代印文集成一覧表」によれば、大宰府の印文が七例あげられている（第1表参照）。

まずはここにみえる「大宰之印」の方から検討してみよう。（1）の大宰府牒については、園城寺編『園城寺文書』第一巻 智証大師文書に写真が収められており、これにより印影を確認することができる。この文書は同書では「円珍大宰府公験」とあり、その翻刻も付載され、その注記には「『大宰府印』三顆あり」と記されるが、これは誤りで『集成』のごとく「大宰之印」である。³²⁾（2）の観世音寺資財帳はすでにみたように「大宰之印」である。また（3）（6）（7）の石清水文書にみえる印影についても、実物は未見だが、東京大学史料編纂所の写真によって確認すると、「大宰之印」とみえる。³⁴⁾この印影のあり方を重視すれば、「ダザイフ」の本来的表記は「大宰府」ということになる。

一方、（4）（5）の「太宰府印」についてみてみよう。この印影

は、『集古十種』⁽³⁸⁾および『秘奥印譜』⁽³⁹⁾に載せられているものである。『集古十種』(寛政十二(一八〇〇)年刊)は周知のように、松平定信(一七五八—一八二九年)の編纂になる古宝物の模写図録集であるが、その印章類に「ダザイフ」の印影二種の古模本が収められている。『集成』は、これらを「大宰府印」とするが、印影は明らかにいずれも「太宰府印」である(第6図)。とすれば、印影にも「太宰府」とするものが存在することになる。



第6図 『集古十種』所収「太宰府印」印影

しかしすでにふれたように『集古十種』所載のものは、いずれも古模本と記されており、この印が捺された文書などが現存するわけではない。また、第1表にみえるように『秘奥印譜』所載の印影も二種あり、いずれも『集古十種』の印影とほぼ一致する。そして『秘奥印譜』はこのうち、第6図上段の印影について「古模本 天慶三年十二月二十四日牒所用」と注記するが、これもすでに『集成』が指摘するように、これより古い『集古十種』にはこの注記はみえないのである。しかも、この天慶三(九四〇)年十二月二十四日付の大宰府牒なるものは、『平安遺文』にも『大日本史料』にもみられないなど、疑問が残るものである。また『集古十種』凡例によると、藤貞幹(一七三二—一七九七年)の『公私古印譜』に拠るところが大きいとあり、この二種の「太宰府印」の印影もこれに依拠したものとみられる。⁽³⁹⁾さらに、こうした「太宰府印」の印影は高芙蓉(一七二二—一七八四年)の古

印模本に遡ることができるとされるが、小倉慈司氏はこれらを明らかに偽印と考えておられる。⁽³⁸⁾つまり現存する印影からいえば、古代における「ダザイフ」の印影は「大宰之印」であるということになる。⁽³⁹⁾さて、それではもう一方の「太宰府」表記の根拠となっている中国古典における用例についても検討を加えておこう。

言われるごとく「太宰」の称が古代中国の官名に拠ったとすれば、「太師」「太傅」「太保」等も考慮すべきで、本朝の「太保」「太師」の例は正倉院蔵の天平宝字二年「藤原公真跡屏風帳」に「太保從二位兼行鎮国大尉藤原惠美朝臣」と、天平宝字四年「東大寺封戸処分勅書」に「太師從一位藤原惠美朝臣」とある。これと横並びにすれば、「太宰」の表記を可とすべきであろう。

工藤氏の文章を再掲したが、「太宰府」表記を重視する説の主張はここに記されている通りであろう。この点について、わたくしは次の二点を挙げておきたいと思う。第一は、すでに倉住氏などが言及されているように、「ダザイフ」の古訓が「オホミコトモチノツカサ」であることからすると、これは「国宰」(ミコトモチノツカサ)の大きなものと解すべきで、その意味で「大宰」表記の方が適切ではないか、という点である。もつとも、長沼氏や鏡山氏のように「大」と「太」の字義に差異を認めない立場に立てばこれも印象論でしかないので、確かな反論とはならない。

第二に挙げたいのは、中国古典における「太宰」の意味である。すなわち、『周礼』によれば

惟王建國、弁方正位、体国經野、設官分職、以為民極、乃立天官冢宰、使帥其屬而掌邦治、以佐王均邦國、治官之職、大宰卿一人、
(下略)⁽⁴⁰⁾

とみえ、その鄭玄注に「冢宰とは大宰なり」とあり、また

大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦国^④、

とみえて、治政のための六典（治典・教典・礼典・政典・刑典・事典）を修立して王を補佐して天下を統治する職とある。また『通典』によると

太宰、於殷為六太、於周為六卿、亦曰冢宰、周武時、周公始居之、掌建邦之治、（中略）晋初、依周礼、備置三公之職、太師居首、以景帝名師、故置太宰以代之、^⑤

とあり、晋代には周礼によって三公を置いたが、景帝の諱である師の字を避けるため、「太師」に代えて「太宰」と称したというのである。これらのことからをふまえると、「太宰」とは本来、「太師」に匹敵させうるほどの、かなり高い地位を意味する官名とみることができよう。「太宰」がもつこうした意味を考えた時、最大とはいえども、一地方官庁を示す「ダザイフ」の名称としては、あえて「大宰（府）」の表記を採ったと考えることもできるのではあるまいか。また、工藤氏がふれられている「太師」「太傅」「太保」はそれぞれ太政大臣、左大臣、右大臣の改号で唐の三師に倣ったものであり、そしてこのことは、他の八省二台二寮六衛府などの改号とともに、天平宝字二（七五八）年、藤原仲麻呂によって行われたのである。いったいにこうした改号による官名と、「ダザイフ」という本来の官名とはたして同列に論じることができるとも疑問とせざるを得ないと思う。ただ、こうした点も、すでに工藤氏がふれられているように、中国古典においてもやはり「太宰」「大宰」の両様の表記があり、必ずしも決定的とはいえない面が残るのである。

しかし、以上のように考えてみると、古代における「ダザイフ」

の本来的表記に関して、いずれを重視するかということになれば、わたくしはやはり印影資料を採るべきであり、現存する印影「大宰之印」に拠って「大宰府」がその本来的表記であったと考えるのである。一方、前章において検証したように近世の儒学者・国学者の著作の中では「太宰府」表記ではほぼ統一されていることについては、これはこの中国古典の影響が大きいのではないかと考えている。すなわち、それは伊藤常足が指摘していることでもあり、またのちには長沼賢海氏がこの点を重視しているということも、すでにふれた通りである。

おわりに

以上、二章にわたって「ダザイフ」表記について検討してみた。その結論のみをいえば、屋上屋を架するとの感もなくはないが、最後にここで明らかにしえたことをまとめておきたい。

まず、「大宰府」「太宰府」表記の使い分けについて検討した結果、この説は昭和三十年代末頃、鏡山猛氏によって提唱されたものであることが明らかとなった。また、この両者についてはすでに古代においても混用が生じていることを認めて、その本来的表記を検討した結果、わたくしは印影資料を重視して、これを「大宰府」とするべきだと考えたのである。

一方で、残された課題の多いことも十分自覚している。特に大宰府の印影資料については未見の資料もあり、この点は今後、さらに調査・検討を続けたいと思う。この点に関連して、古代大宰府における印のあり方の問題、および諸司印との関連なども視野に入れて検討する必要があると考えている。^⑥さらには中世・近世における表記の問題も、

もう少し詰める必要を感じている。応用問題としては、実際の史料校訂などに本稿の結論をどう生かしていくかということも考えなければならぬと思うが、これらの点はすべて今後の課題とし、いまは擧筆することとしたい。

註

- (1) 『古都太宰府』の展開 太宰府市史 通史編別編第二章 近世の太宰府研究 第一節 古代大宰府研究、七四頁(太宰府市、二〇〇四年)。
- (2) 平成十三年度『西日本国語国文学会公報』。
- (3) それぞれの刊本については、『本編』は福岡県史資料統第四輯(福岡県、一九四三年)所収を参照した。また『附録』は川添昭二校訂・福岡古文書を読む会『筑前国統風土記附録』上・中・下(文献出版、一九七七〜一九七八年)、『拾遺』は福岡古文書を読む会校訂『筑前国統風土記拾遺』上・中・下(文献出版、一九九三年)に拠る。なお『本編』および『拾遺』の編纂過程は、前掲註(1)拙論に簡単にふれている。また『附録』編纂にあたった加藤は、福岡藩大組八〇石の上級武士、京都の滋野井公麗に古典等を学んだ。『附録』は『本編』に倣いつつ、その遺漏を附録し、後の変遷を加筆・訂正したのだが、それ以外の新たな記述も多く存するという(川添昭二『筑前国統風土記附録』解題「前掲書所収」。ただ、その完成を待たずに加藤は病死し、助録であった鷹取周成が引き継いで完成をみた)。
- (4) 写本は、福岡県立図書館に架蔵されているものを用いた。『本編』は、平岡邦幸氏所蔵本(県立図書館複製)、および年次不明の写本、『附録』も平岡邦幸氏所蔵本(県立図書館複製)、『拾遺』は九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵本、および年次不明の写本である。架蔵番号は、『本編』『附録』がいずれもK291/200/チ、『拾遺』がいずれもK291/200/Sチ、である。
- (5) 宮内庁書陵部所蔵本。これは序文によって、『閩史筌蹄 筑前郷土誌解題』下(福岡県立図書館、一九三三年)にいう文政十(一八二七)年初稿本の写しであることが知られる。ただし各冊随所に、今後追加すべき史料に関する注記

等がみられる。架蔵番号は、図書寮/番号19925/冊数8/函号171231、である。

- (6) 同書巻第三 政理之部上にみえる。
- (7) 天保十二(一八四一)年成立。架蔵番号六四六四。
- (8) 『太宰府徴』四巻(史料番号36339)、および『太宰府徴草稿 下巻』(史料番号40)。
- (9) 竹田文庫史料番号3431、および伊藤家資料史料番号154。
- (10) 序文によると、定簡がかつて郡奉行の頼みに応じて碑文を撰述した際に、大宰府に関係する記事を抜粋して一書としたものであるが、その後、筐笥にしまいこまれたままとなっていたのを、慶応三(一八六七)年に校正を加え、浄書したものであるという。実際、これには「太宰府旧蹟碑」の文案が載せられており、それには嘉永五(一八五二)年の年紀が記されている。結局、この建碑は実現しなかったが、のちに建てられた太宰府址碑の碑文(当時の福岡県令渡辺清の撰とある)は、この『太宰府備考』所載の「太宰府古蹟碑」を基にしているらしい。
- (11) 菅公会蔵版、一九〇三年。
- (12) 中島勉強堂、一九二〇年。
- (13) 太宰府天満宮、一九五二年。
- (14) 鏡山氏は一九〇八〜一九八四年。昭和七年、九州帝国大学に法文学部副手嘱託として勤務。昭和三十三年には、九州大学文学部考古学講座の初代教授に就任、同四十七年、同大学を定年退職した。
- (15) 鏡山猛『大宰府都城の研究』一頁(風間書房、一九六八年)。
- (16) 考古学ライブラリー4、ニュー・サイエンス社、一九七九年。
- (17) 考古学研究会、一九三八年。
- (18) 井上宗和編『日本城郭全集』第一巻 総論・上世中世の城、日本城郭協会出版部、一九六一年。
- (19) 『大和文化研究』第七巻九号 平城宮特輯号、一九六二年。
- (20) 竹内氏は一九〇七〜一九九七年。昭和二十三年、九州大学法文学部教授に就任、同三十四年、東京大学史料編纂所教授となるまで、その職にあった。なお竹内氏の九州史研究については川添昭二「竹内理三先生と九州史研究」(九州

- 史学』一一七、一九九七年）参照。
- (21) たとえば『大宰府史料』上世編（一九五四年）はそのひとつである。また『入呉越僧日延伝』「釈」（『日本歴史』八二、一九五五年）などでも、すでに「大宰府」の表記が用いられている。
- (22) 長沼賢海『邪馬台日本の開国と大宰府の始終』一三四～一三五頁（大宰府天満宮文化研究所、一九六八年）。
- (23) 『大宰管内志』筑前之二十五 御笠郡 五。
- (24) 歴史新書25、教育社、一九七九年、二七～二八頁。
- (25) ここに掲げたほかに、たとえば大野誠『大宰府歴史散歩 筑紫の都いまむかし』（創元社、一九七一年）、福岡県歴史教育者協議会編『福岡歴史散歩 福岡・筑豊コース』（草土文化、一九八一年）などにも言及がある。いずれも古代の表記としては「大宰府」を採る立場である。特に大野氏の著作は、「大か、太か」あとがきにかえて「一」の項があり、「この両教授（筆者註：鏡山猛氏と竹内理三氏のこと）の使用法が『大』と『太』を使い分ける根拠となっている」（二八四頁）と指摘している。
- (26) 田村圓澄『大宰府の成立』（古都大宰府を守る会編『大宰府の歴史』1、西日本新聞社、一九八四年）。
- (27) 海鳥社、二〇〇三年。
- (28) このことは、筑紫豊「大宰府と太宰府」（『飛梅』五、一九七〇年）にふれられている。ちなみにこの文章を読むと、筑紫氏自身は「太宰府」とする説に親近感をもたれているようだが、ここでは結論は示されていない。ただし同氏の『私と歩こう 博多と太宰府』（文献出版、一九七七年）には、「太宰府都城」などの表記がみられるから、やはり「太宰府」表記を是とされているようである。
- (29) 鎌田「律令制国名表記の成立」（『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年）。
- (30) 「非文献資料の基礎的研究—古印—」報告書（国立歴史民俗博物館、一九九六年）。
- (31) 国立歴史民俗博物館、一九九九年。
- (32) 講談社、一九九八年。なおこの文書については、東京大学史料編纂所において、写真でも確認した（円珍入唐大宰府公験〈台紙付写真二七八—三四一八〉）。
- (33) 同文書は『平安遺文』第一巻に一〇二号文書として収録されているが、そこにも同様の注記があるから、これをそのまま引き継いでもったものと思われる。
- (34) 東京大学史料編纂所において確認した写真は以下の通りである。(3) は宮崎宮府牒（台紙付写真二七一—一五六）、および石清水文書（田中文書）写真帳二一冊（六一七—六二一—七五—一二）所収、(6) は大宰府符（台紙付写真一九三—一八七—二）、および同前写真帳所収、また(7) は石清水文書（田中文書）写真帳四四冊（六一七—六二一—七五—一四四）所収大宰府符である。このうち(7)は、印影が比較的鮮明で、「大宰之印」としてよい。(3)(6)については、いずれも印影は鮮明とはいいがたいが、いくつかの印影を総合的に判断して「大宰之印」とみてよいと思う。なお、これらについては今後の原本調査に期したい。
- (35) 『集古十種』第四 印章類（国書刊行会、一九〇八年）。
- (36) 長谷川延年『平安・鎌倉・室町・江戸 秘奥印譜』（国書刊行会、一九九二年）。これは長谷川延年（二八〇三—一八八七年）が安政元（一八五四）年に模刻・発刊したのち、万延元（一八六〇）年、延年自身が補訂したものを復刻したという。
- (37) 『公私古印譜』は安永二（一七七三）年自序。これについては、模刻印を押捺して作成した原本が宮内庁書陵部、国立歴史民俗博物館、天理図書館などに所蔵されているとのことであるが（小倉慈司『藤貞幹摹古印譜』と板屋公俊常『公私古印譜』、『日本歴史』六〇五、一九九八年）、未見。ただ青柳種信の『太宰府志』（大東急記念文庫所蔵、自筆本）に「太宰府の印」という項目があり、そこに「近き比藤貞幹の書たるものの中に、古摹本に出たる太宰府印二ツ日向国の印一ツを模せり」とみえて「太宰府印」二種が模写されているが、その印影も『集古十種』などに載せるものとはほぼ一致する。なお『太宰府志』の成立過程については註(1) 拙稿参照。この「太宰府の印」項目もいつ頃書かれたのかはつきりしないが、おそらく享和元（一八〇一）年前後ではないかと思われる。
- (38) 『日本古印譜の研究（序説）』前掲『国立歴史民俗博物館研究報告』第七九集。なお、小倉氏が依拠された紀下基集『本朝古印統録』は、西尾市岩瀬文庫所蔵、架蔵番号七二—四三、である。これによれば、「太宰府印」二顆を載

せる。一類は「芙蓉軒模本」とあり、小倉氏が高芙蓉の古模本と想定されたものである。もう一類には「藤氏模本」と記されており、これは『集古十種』第6図上段の印影にほぼ一致する。先の「芙蓉軒模本」も、印影としては第6図上段に近いが、細部に違いがみられる。

(39) ちなみに、この「太宰府印」については、誤解の生じているところがあるので、その点を付言しておきたい。すなわち『目でみる大宰府』（藤田敏彦編、古都大宰府を守る会、一九八〇年版）、『同』（森弘子編、古都大宰府を守る会、一九八五年版）、および太宰府市文化ふれあい館開館記念特別展図録「大宰府展」（太宰府市教育委員会編、古都大宰府保存協会、一九九六年）には、この印影が延喜五年観世音寺資財帳に捺された印影として紹介されているが、すでに述べたように資財帳の印文は「大宰之印」であるから、これは誤解である。ただし、藤田氏は「『だざいふいん』の『だ』は大でなく『太』になっています。」と正確に指摘している。

(40) 巻第一 天官・冢宰第一。引用・表記は原田種成校閲・本田二郎著『周礼通釈』上・下（秀英出版、一九七七年）に拠る。

(41) 巻第二。

(42) 巻第二十 職官二。『晋書』巻第二十四 志第十四 職官にも「太宰・太傅・太保、周之三公官也、（中略）晋初以景帝諱故、又採周官官名、置太宰以代太師之任」とみえる。なおここでは、『通典』は長沢規矩也・尾崎康編『宮内庁書陵部蔵 北宋版 通典』（汲古書院、一九八〇～一九八一年）に、『晋書』は中華書局本に拠った。

(43) 諸司印の問題については、近年、古尾谷知浩「印と文書行政」（平川南・沖森卓也・榮原永遠男・山中章編『文字と古代日本』1 支配と文字、吉川弘文館、二〇〇四年）が検討を加えている。

〔付記〕本稿中の写真掲載につきましては、左記の寺院・機関・出版社に大変お世話になりました。末尾ながら記して深謝の意を表します。

九州歴史資料館、宮内庁正倉院事務所、誓願寺、東京藝術大学、八木書店

（しげまつ・としひこ 市史資料室嘱託）